

東海市建設工事等施工に関する事務取扱要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定めるもののほか、東海市、東海市水道事業及び東海市下水道事業の建設工事等の施工に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計金額 消費税及び地方消費税を含んだものをいう。
- (2) 契約金額 消費税及び地方消費税を含んだものをいう。
- (3) 工事 建設工事（修繕を含む。）、測量、調査、設計及び工事用資材の購入をいう。
- (4) 契約担当者 東海市契約規則（昭和44年（1969年）東海市規則第11号。以下「契約規則」という。）第2条第1号に規定する者をいう。
- (5) 契約者 契約規則第2条第2号に規定する者をいう。
- (6) 監督職員 契約規則第2条第3号に規定する者をいう。
- (7) 検査職員 契約規則第2条第4号に規定する者をいう。

第2章 設計書の作成

(設計書の作成)

第3条 工事担当課長は、工事を施工しようとするときは、工事設計書を作成するものとする。

2 工事担当課長は、前項の規定により作成した工事設計書に基づく工事内容を変更しようとするときは、変更伺により決議した後、工事変更設計書を作成するものとする。

第3章 契約の締結

(入札者等の決定)

第4条 制限付一般競争入札、指名競争入札（共同企業体による発注を含む。）の入

札者及び随意契約における見積者の決定は、東海市決裁規程（昭和44年（1969年）東海市訓令第1号。以下「決裁規程」という。）、東海市指名審査会規程（昭和59年（1984年）東海市訓令第1号）、東海市制限付一般競争入札実施要領、東海市建設工事等請負業者選定要領及び東海市共同企業体取扱要領によるものとする。

（予算執行伺の作成）

第5条 工事担当課長は、制限付一般競争入札、指名競争入札又は随意契約による契約をしようとするときは、予算執行伺（財務様式4、5又は6）により、決裁規程に基づき決裁を受けなければならない。

（見積期間及び指名等の通知）

第6条 見積期間は、工事の内容、規模などを鑑み、契約規則第7条及び建設業法施行令第6条に従い、適切に設定すること。次に掲げる最低見積期間（東海市の休日を定める条例に定める休日を除く。）以上の期間を設けること。

- (1) 1件の予定価格が500万円に満たない建設工事（修繕を含む。）、測量、調査、設計及び工事用資材の購入 5日以上
- (2) 1件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない建設工事（修繕を含む。） 10日以上
- (3) 1件の予定価格が5,000万円以上の建設工事（修繕を含む。） 15日以上

2 前項の見積期間は、入札の公告、指名競争入札の通知または随意契約の見積書徴収の通知をした日の翌日から入札書（見積書）受付締切日時までとする。

3 指名競争入札の通知は「指名競争入札について（通知）」（財務様式9、10又は11）により随意契約の見積書徴収の通知は「見積書の提出について（通知）」財務様式12、13又は14）により契約担当者が行うものとする。この場合において、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札（以下「電子入札」という。）によるものは、電子入札システムの利用により通知するものとする。

（指名競争入札の公表）

第7条 前条により指名競争入札の通知を発したときは、次により速やかに公表するものとする。

- (1) 公表の内容は、建設工事については、担当課、工事名、工事場所、路線等の名称、工事概要、入札場所、入札日時、予定価格、指名業者名及びその者を指名した理由を、建設工事以外については、担当課、委託名、委託場所、路線名等の名称、委託概要、入札場所、入札日時、指名及び予定価格を公表した場合は、予定価格とする。
- (2) 公表の期間は、公表の日から1年（入札情報サービス等による場合は5年）を経過した日が属する年度の末日とする。
- (3) 公表の場所は、総務部検査管財課とする。
- (4) 公表の方法は、工事（委託）別指名業者一覧表（様式第5）により閲覧させるものとする。この場合において、電子入札によるものは、電子入札システムの利用による公表を併用するものとする。

（入札辞退）

第8条 入札執行前に入札辞退者があったときは、入札参加者の追加指名は行わないものとする。この場合においては当該辞退者から辞退届を徴するものとする。

（予定価格書の作成）

第9条 予定価格は、消費税相当額を含んだ総額で定めるものとする。ただし、予定価格書（財務様式第15）には、「入札書比較価格（予定価格の110分の100の価格）」を予定価格に併記する。なお、低入札価格調査基準価格及び失格判断基準調書並びに最低制限価格調書についても同様とする。

（入札の公開）

第10条 入札については、公開する。

（入札の執行）

第10条の2 入札は、東海市競争入札参加者心得書（以下「入札参加者心得書」という。）に基づいて行うものとし、入札執行場所の見やすいところに入札参加者心得書を提示するものとする。

2 落札決定は、入札書比較価格の範囲内で最低の価格を入札書に記載した者を落札者とし、入札書に記載された金額に、当該金額の10パーセントを加算した額を落札価格とする。ただし、当該価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認めるときの落札者の決定方法については「東海市低入札価格調査実施要領」によるものとする。また、最低制限価格を設

定した場合は「東海市最低制限価格制度試行実施要領」によるものとする。

- 3 地方自治法施行令第167条の8第3項及び入札参加者心得書第13条により、金額の錯誤による入札その他理由の如何を問わず、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は、一切しないものとする。
- 4 入札の経過は、一般競争入札調書（財務様式17）又は指名競争入札調書（財務様式18）（以下「入札調書」という。）により記録するものとする。ただし、電子入札によるものは、電子入札システムの利用により記録するものとする。
- 5 見積書の徴収においても、前項に準じて記録するものとする。

（入札結果等の公表）

第11条 入札結果については、入札事務の整理後次により速やかに公表するものとする。

- (1) 公表の内容は、第7条第1号に定める事項のほか、入札経緯を含めた全入札者、入札金額及び入札執行前の入札辞退者名とする。ただし、建設工事の場合は、予定価格のほか低入札価格調査基準価格、失格判断基準及び最低制限価格（以下「基準価格等」という。）を設けた場合には、これらについても公表するものとする。
- (2) 建設工事の制限付一般競争入札の結果については、前号に定める事項のほか、当該入札に係る入札参加資格審査の結果、入札参加資格を有していないことが判明した入札参加者については、その旨を公表するものとする。
- (3) 公表の期間は、公表の日から1年（入札情報サービス等による場合は5年）を経過した日が属する年度の末日とする。
- (4) 第7条第3号に定めた場所における公表のほか、電子入札によるものは、電子入札システムの利用による公表を併用するものとする。
- (5) 公表の方法は、入札調書の写しにより閲覧させるものとする。ただし、予定価格及び基準価格等を公表する場合は、入札調書余白部にこれらを記入し、閲覧させるものとする。
- (6) 入札不調の場合は、入札調書の金額欄に「不調」と表示し、入札経過の金額は公表しないものとする。
- (7) 予定価格200万円を超える建設工事の随意契約を行う場合は、担当課、工

事の内容、場所、種別及び概要、工事着手の時期及び工事完成の時期、契約業者名及び住所、契約の相手方を選定した理由及び契約金額を随意契約概要書（様式第 5 5）により総務部検査管財課で公表する。公表の期間は、公表の日から 1 年（入札情報サービス等による場合は 5 年）を経過した日が属する年度の末日とする。

（入札により契約できないときの随意契約）

第 1 2 条 競争入札に付し入札者がいないとき、若しくは再度の入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときで随意契約する場合の契約方法及び見積書の徴収については、別に定めるところによる。

（契約の締結）

第 1 3 条 契約は支出負担行為決議書により決裁規程に基づき決議した後、速やかに契約書（様式第 8 又は様式第 9）又は請書（財務様式 2 2 又は 2 3）（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により締結するものとする。

2 市は、次に掲げる建設工事の契約について、建設業法第 2 7 の 2 3 に規定する有効な経営事項審査を受審していない者と契約を締結してはならない。この場合、当該経営事項審査の有効期間が連続して公告日から契約を締結する日の期間を含んでいることを必要とする。

(1) 競争入札による工事

(2) 工事一件の請負代金の額が 5 0 0 万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、1, 5 0 0 万円）以上の随意契約による工事（ただし、堤防の決壊、道路の埋没、電気設備の故障その他

施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによって必要を生じた応急の建設工事及び、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして東海市長が指定する建設工事を除く）

3 前項の建設工事について、契約担当者は、経営事項審査の結果通知書の写し（公告日から契約を締結する日に有効かつ直近のものに限る。）を契約者決定後、速やかに契約者から提出させなければならない。

4 東海市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4

4年（1969年）東海市条例第27号）第2条に規定する契約は、仮契約伺により決議した後、仮契約書（様式第11）により締結し、議会の議決後、前項により締結するものとする。

- 5 予定価格200万円を超える建設工事の契約を締結した場合は、担当課、工事の名称、場所、種別及び概要、工事着手の時期及び工事完成の時期、契約業者名及び住所、契約金額を契約工事概要書（様式第54）により総務部検査管財課で公表する。

公表の期間は、公表の日から1年を経過した日が属する年度の末日とする。

（契約の保証）

- 第13条の2 契約の保証を付させる場合は、契約締結（変更契約も含む。）と同時に契約保証金の納付又はこれに代わる保証（以下「保証金等」という。）を付させなければならない。

第4章 工事の施工

（監督職員の任命及び通知）

- 第14条 工事（工事用資材の購入を除く。）の監督員は、各課等の長が工事ごとに辞令（様式第12又は第13）により任命するものとする。

- 2 前項の規定により監督員を任命する時期は、契約締結のときとする。

- 3 契約担当者は、第1項の規定に基づき監督員を任命したときは、監督員の氏名を監督員について（通知）（様式第50又は第51）により契約者に通知するものとする。

（監督の方法）

- 第15条 工事の監督は、建設工事監督要領に基づいて行うものとする。

（工程表及び請負代金内訳書）

- 第16条 工事を一時中止し、工事内容又は工期を変更したときは、工事変更工程表（様式第15）を提出させなければならない。

- 2 請負代金内訳書（様式第17）を契約締結後14日以内に契約担当者に提出させるものとする。なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示させるものとする。

（現場代理人及び監理技術者等、管理技術者等及び照査技術者）

第17条 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。）又は専門技術者の通知は、現場代理人等通知書（様式第16）により契約締結後5日以内に契約担当者に提出させるものとする。

2 管理技術者等又は照査技術者の通知は、管理技術者・照査技術者通知書（様式第52）により、契約担当者に提出させるものとする。

（現場責任者）

第17条の2 建設工事に該当しない工事及び契約金額が500万円未満の建設工事については、現場代理人に代わり現場責任者を定めるものとする。

2 現場責任者の通知書及び提出方法については、現場代理人に準ずるものとする。

（現場代理人及び現場責任者との兼務届）

第17条の3 現場代理人と他の工事の現場代理人を兼務する場合及び現場代理人と現場責任者を兼務する場合は、現場代理人の兼務届（様式16の2）により、契約担当者に提出するものとする。

（主任技術者の兼務届）

第17条の4 主任技術者を兼務する場合は、主任技術者兼務届（様式16の3）により、契約締結後5日以内に契約担当者に提出するものとする。

（監理技術者の兼務届）

第17条の5 監理技術者を兼務する場合は、監理技術者兼務届（様式16の4）により、契約締結後5日以内に契約担当者に提出するものとする。

（施工体制台帳の提出）

第17条の6 建設工事において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約を締結している場合は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項の規定により規定された施工体制台帳を提出させなければならない。

（契約期間の延長・・・契約者の申出による場合）

第18条 契約期間延長の申出は、契約期間延長申請書（様式第18）により、契約担当者に提出させるものとする。

2 契約担当者は、申出を承認するときは、変更契約書（様式第25又は第26）により変更契約（当該変更契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を締結するものとする。

(契約期間の延長・・・契約者の申出によらない場合)

第19条 工事の施工上、契約期間延長の必要があるときは、契約担当者は、契約期間の延長について（協議）（様式第20）により契約者と協議し、変更契約書（様式第25又は第26）により変更契約を締結するものとする。

(契約内容の変更)

第20条 契約担当者は、契約内容を変更しようとするときは、変更予算執行伺書（財務様式7）により決議した後、契約内容の変更について（協議）（様式第23）により契約者と協議するものとする。

2 契約者から前項の承諾書（様式第24）が提出されたときは、支出負担行為決議書により決議した後、速やかに変更契約書（様式第25又は第26）又は変更請書（様式第27）により締結するものとする。

3 変更後の契約金額が第13条第2項に該当する契約となる場合は、議会の議決後に前項により締結するものとする。

4 予定価格200万円を超える建設工事の契約の変更をしたときは、工事の名称、場所、種別及び概要、工事着手の時期及び工事完成の時期、契約金額及び変更の理由を変更工事概要書（様式第56）により総務部検査管財課で公表する。公表の期間は、公表の日から1年を経過した日が属する年度の末日とする。

(違約金)

第21条 第18条の規定による契約期間の延長が、契約者の責めによるものであるときは、契約担当者は、契約規則第32条により違約金を納めさせなければならない。

(未履行部分相当額)

第22条 契約規則第32条による未履行部分相当額とは、契約金額から期間延長前の履行期日において検査した出来形に相当する額を差し引いた額とする。

(工事等の下請負)

第23条 請け負った工事の一部を下請負させようとするときは、あらかじめ工事（再）下請負届（様式第31）に（再）下請負の概要（様式第29）及び誓約書（様式第30）を添えて、契約担当者に提出させるものとする。

2 請け負った業務の一部を第三者に再委任又は請け負わせようとするときは、あらかじめ再委託承諾申請書（様式第28-2）に再委託の概要（様式第29-2）及

び再委託誓約書（様式第 30-2）を添えて、契約担当者に提出させるものとする。

- 3 契約担当者は、前項の申請を承諾するときは、再委託の承諾（様式第 32-2）により、承諾しないときは、同（様式第 32-3）により契約者に通知するものとする。

（工事の一時中止）

第 24 条 契約担当者は、工事を一時中止するときは、工事の中止について（通知）（様式第 33）により契約者に通知するものとする。

- 2 工事の一時中止をする必要があるときは、その時点の出来形調書（東海市建設工事等検査規程（平成 12 年（2000 年）東海市訓令第 14 号。以下「検査規程」という。）様式 5 に定める出来形調書をいう。）を作成しておくものとする。

（契約の解除）

第 25 条 契約担当者は、契約を解除する必要があるときは、契約の解除について（通知）（様式第 34）により契約者に通知するものとする。

- 2 契約解除に伴う精算は、出来形検査のうえ契約解除に伴う精算方法により精算額を確定し、契約解除に伴う精算について（通知）（様式第 35）により契約者に通知するものとする。
- 3 契約規則第 37 条の規定により契約を解除し、契約者が保証金等を付しているときは、保証金等を損害賠償として徴収する。

（権利義務の譲渡等）

第 26 条 権利義務の譲渡又は継承の申出は、工事譲渡（承継）承諾申出書（様式第 36）により、契約担当者に提出させるものとする。

- 2 契約担当者は、前項の申出を承諾するときは、工事の譲渡（承継）について（通知）（様式第 37）により、契約者及び譲渡（承継）人に通知するものとする。

（名称変更等の届出）

第 27 条 契約者の名称若しくは組織又は住所の変更があった場合は、契約担当者に名称等変更届（様式第 38）を提出させるものとする。

（部分使用）

第 28 条 工事目的物の引渡し前において、出来形部分の一部又は全部を使用する必要があるときは、出来形検査のうえ部分使用について（協議）（様式第 39）に

より、契約者と協議して、部分使用同意書（様式第４０）を徴し、部分使用について（通知）（様式第４１）により契約者に通知するものとする。

（部分引渡し）

第２９条 工事の完成に先だって、工事目的物の一部完了部分の引渡しを受ける必要があるときは、次により処理するものとする。

- (1) 契約担当者は、部分引渡しについて（協議）（様式第４２）により、契約者と協議し、部分引渡し承諾書（様式第４３）を徴するものとする。
- (2) 承諾書徴収後の事務手続は、全部完了の手続を準用し、関係書類には一部完了である旨明記するものとする。
- (3) 部分引渡しに伴う請負代金の支払いは、一部完了部分に対する請負代金相当額を支払うものとする。

（損害賠償）

第３０条 契約担当者は、工事の中止、契約の解除、部分使用その他の理由により、契約者から損害賠償の請求があったときは、意見を付して市長に報告し、その指示を受けるものとする。

第５章 工事の完了

（工事の検査）

第３１条 工事の検査は、検査規程により行うものとする。

- ２ 前項の規程による検査に合格した場合は、当該検査の日から７日以内に検査合格通知書により契約者に通知するものとする。

（工事の完了届等）

第３２条 完了の通知は、完了届（様式第４４）により、修補補正完了通知は、修補補正完了届（様式第４５）により、契約担当者に提出させるものとする。

第６章 契約代金の支払い

（前金払）

第３３条 前金払及び中間前金払の請求及び支払方法は、東海市公共工事前金払内規に基づき適切に行うこと。

（部分払）

第34条 部分払における出来形検査の申出は、出来形検査申出書（様式第47）により、契約担当者に提出させるものとする。

2 部分払の支払いは、部分払請求書（様式第48）と出来形検査調書により部分払請求書を受理した日から14日以内に支払うものとする。

（精算払）

第35条 契約代金の支払いは、請求書（様式第49）と完了検査調書により請求書を受理した日から40日（測量、調査、設計及び工事用資材の購入にあつては30日）以内に支払うものとする。

第7章 雑 則

（工事台帳）

第36条 各課等の長は、工事台帳を調整し、工事の施工経過を明らかにするものとする。

（準用）

第37条 第3章の各条項は、建設工事等の施工に関する事務以外の事務の取扱いについても、これに準じて行うものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の東海市建設工事等施工に関する事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日から適用し、同日前に契約したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。